公　　告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和８年11月６日

収支等命令者
佐賀県総務部行政デジタル推進課長　土井　慎一

１　競争入札に付する事項

（１）業務名　　Microsoft Copilot Studioを活用したチャットボット構築支援業務
（２）仕様等　　別添仕様書のとおり
（３）履行期間　　契約締結の日から令和９年３月31日まで
（４）履行場所　　佐賀県総務部行政デジタル推進課が指定した場所

２　入札参加資格に関する事項

（１）本調達は、単独企業又は共同企業体による条件付一般競争入札とする。
（２）入札に参加する者の資格は、単独企業にあっては次のアに掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次のイに掲げる要件の全てを満たす者であること。
なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

ア　単独企業の資格要件

(ｱ)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。
(ｲ)　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
(ｳ)　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
(ｴ)　開札の日の６か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
(ｵ)　佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
(ｶ)　自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次のｂからｇまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
ａ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
ｂ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ｃ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
ｄ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
ｅ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
ｆ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

g　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(ｷ)　Microsoft AI Cloud Partner Program（MAICPP）に登録している事業者であること。

(ｸ)　共同企業体の構成員でないこと。

イ　共同企業体の資格要件

(ｱ)　全ての構成員により、次の事項を規定した協定を締結していること。

a　目的

b　企業体の名称

c　構成員の住所及び氏名

d　代表者の名称

e　代表者の権限

f　構成員の出資の割合

g　構成員の責任

h　取引金融機関

i　決算

j　利益金の配当の割合

k　欠損金の負担の割合

l　業務履行途中における構成員の脱退に対する措置

m　業務履行途中における構成員の破産又は解散に対する措置

n　解散後の契約不適合責任及びその他必要な事項

(ｲ)　共同企業体の構成員数は、３社以内であること。

(ｳ)　共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

(ｴ)　全ての構成員が、構成員数による均等割の 10 分の６以上の出資比率を有すること。

(ｵ)　構成員のいずれかがアの(ｷ)の要件を満たすこと。

(ｶ)　全ての構成員が、アの(ｱ)から(ｶ)までの要件を満たすこと。

(ｷ)　全ての構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

３　入札手続等に関する事項

（１）担当課　　佐賀県総務部行政デジタル推進課　行政デジタル化担当

郵便番号 840-8570　佐賀県佐賀市城内一丁目１番 59 号

電話　0952-25-7390

メール　gyousei-digital@pref.saga.lg.jp

（２）入札関係様式の交付期間及び方法

令和８年 11 月６日（金）から 11 月 13 日（金）まで佐賀県ホームページ（https://www.pref.saga.lg.jp/）に掲載する。

（３）入札者に求められる義務

ア　入札に参加しようとする者は、イの提出期限までに次に掲げる必要書類を添付した上で、（１）の部局まで郵送し、又は持参し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。郵送による場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法によることとし、「Microsoft Copilot Studio を活用したチャットボット構築支援業務に係る書類在中」と封書の表に朱書きし、提出期限までに必着のこと。

(ｱ) 参加資格確認申請書（様式第 2-1 号又は 2-2 号）　１部

(ｲ) 共同事業体協定書（様式第 2-3 号）　１部 ※共同事業体の場合のみ

(ｳ) 誓約書（様式第３号）　１部 ※共同事業体の場合は全構成員分

(ｴ) 会社概要（パンフレットで可）　１部

(ｵ) 実績書（様式第4号）　1部（同種同規模の過去の実績が分かるもの）
(ｶ) Microsoft AI Cloud Partner Program（MAICPP）への登録を証明するマイクロソフト発行の書類　1部
また、入札参加資格確認申請書を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、入札辞退届（様式第6号）を書面で提出すること。

イ　提出期限
令和8年11月13日（金）午後5時
期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ　競争入札参加資格の確認結果は、令和8年11月20日（金）までに通知する。

（4）入札等に対する質問書の受付等
本業務の内容及び入札手続等に関する質問については、質問書（様式第1号）に質問内容を記載し、令和8年11月10日（火）午後5時までに3の（1）の電子メールアドレスへ送信すること。
回答は、令和8年11月12日（木）までに質問者及び同日までに入札参加資格確認申請を提出した者に電子メールで送付する。
なお、質問の回答期限以降に入札参加資格確認申請を提出した者については、随時回答を送付する。

（5）入札及び開札の日時及び場所
ア　日時　令和8年11月30日（月）午前10時
イ　場所　佐賀県庁新館6階　行政デジタル推進課内
なお、変更の場合は、入札参加者に対し別途連絡する。

（6）入札保証金
ア　入札書の提出期限までに、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。）第103条第1項の規定に基づき、見積金額（取引にかかる消費税額及び地方消費税額を含む金額）の100分の5以上に相当する金額の入札保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合、入札保証金を免除する。
(ｱ)　佐賀県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合
(ｲ)　国、地方公共団体その他知事が別に定める団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

イ　入札保証金の納付に代えて、規則第104条第1項の規定に基づき、次の(ｱ)から(ｶ)までに掲げる価値の担保を供することができる。
(ｱ)　国債又は地方債　額面金額（割引債券にあっては、時価見積額）
(ｲ)　日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債　額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8以内で換算して得た金額
(ｳ)　銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた電子交換所に加入している金融機関のものに限る。）　券面金額
(ｴ)　銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形　券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の

割引率によって割り引いて得た金額）

(ｵ)　銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権　債権証書に記載された金額

(ｶ)　銀行又は確実と認められる金融機関の保証　その保証する金額

ウ　アの入札保証金、又はイの入札保証金の納付に代えて供された担保（以下「入札保証金等」という）には利息を付けない。

エ　入札保証金等は次の各号の時期に還付する。

(ｱ) 落札者以外の者　落札者決定後

(ｲ) 落札者　契約締結後

オ　入札保証金の納付方法については、競争入札参加資格確認申請書提出の際に担当者から確認することがある。

（７）入札書の提出方法

入札書を持参し、または郵便すること。

入札を郵送で行う場合には、外封筒に「Microsoft Copilot Studio を活用したチャットボット構築支援業務入札書在中」と表書きし、内封筒に入札書を封入し、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法で郵送すること。また、令和８年 11 月 27 日（金）午後５時までに３の（１）の部局に必着とする。入札書の提出期限を過ぎて到着した場合は無効とし、開封しない。

（８）入札方法に関する事項

ア　入札は、様式第５号に定める入札書により、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に委任状（様式第７号）を提出するものとする。

イ　落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に 100 分の 110 を乗じて得た金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ　入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭始に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は頭始に「￥」の記号を、末尾に「－」の記号を付記すること。

（９）開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせて行う。

(10) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に（１）の部局に確認すること。

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

なお、無効入札とされた者は、再度の入札に加わることができない。

ア　参加する資格のない者

イ　競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者

ウ　当該競争入札について不正行為を行った者

エ　入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを出した者

オ　入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

カ　入札価格の記載において３の（８）のウの要件を満たさない入札書を提出した者

キ　入札書の金額を訂正したものを提出した者
ク　保証金を納入しない者及び保証金の納入額が不足する者
ケ　民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条（錯誤）により取り消すことが認められるものを提出した者
コ　1 人で 2 以上の入札をした者
サ　代理人でその資格のないもの
シ　上記に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(12) 入札又は開札の中止
次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。
ア　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
イ　天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(13) 落札者の決定方法
ア　規則第 105 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札した者を落札者とする。
イ　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者となるべき者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
ウ　第 1 回目の開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札（第 1 回目を含め 3 回）を行う。ただし、郵送により入札書を提出した者が開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、日を改めて行う。

4　その他
（1）入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
（2）契約保証金
ア　契約締結の際に、規則第 115 条第 1 項の規定に基づき、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合、契約保証金を免除する。
(ｱ)　佐賀県を被保険者とする契約保証保険契約（契約に係る金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合
(ｲ)　国、地方公共団体その他知事が別に定める団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去２年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合
イ　契約保証金の納付に代えて、規則第 116 条の規定に基づき、３の（６）のイに掲げる価値の担保を供することができる。
（3）契約書作成の要否　要